

タイトル：自転車・バイクの放置に困っています。

< 質問 >

当団地（4棟、600戸）では、放置バイク・自転車の処分を年中行事のように繰り返しております。因みに、今年度も自転車350台、バイク46台の処分を実施しました。これは、置き場所を特定している一部のバイク、自転車しか有料化しておらず、他は無料としているため、不用になったものを自主的に処分しようという力がはたらかないからだろうと判断しました。

つきましては、次の総会で全車両有料化案を上程しようと思っております。他では、はたしてこれが一般的でしょうか。旨くいっている事例では、どんな管理方法をとっておりますか。お教えいただきたい。

< 回答 >

不要自転車を放置させない手法で、有料化する管理組合が多くなっています。

< 説明 >

一般事例をご紹介します。

自転車置き場の有料化は多くのマンションで採用されています。年間1000円ぐらいから12000円（月1000円）と様々です。

「駐輪料」とする場合と「自転車登録料」とする場合の2通りがあります。駐輪料とすると置き場における場合、置けない場合など不満がでる恐れがある。ということで登録料にするという考えです。

どちらにしても「許可シール」を発行して、許可されたマンションの自転車か、外部（訪問者）のものか、無断駐輪かなどの識別が出来るようにします。許可シールは毎年新しいシールに更新して、古いシールのままのもの、シールの張っていないものには定期的に警告札を付け、一定期間経過後警告札の貼りっぱなし自転車は別の場所に移動します。最終的には処分します。

なお、自転車に貼り付けるシールには、マンション名、部屋番号、名前など書くとよく判る一方、外部に個人情報が分かりどうかという意見もあります。マンション名は略号アルファベットにするとか、通し番号にするとかする方法があります。

シールを発行するときに「駐輪料（登録料）」を徴収します。毎月徴収は新規と解約の管理が大変でおすすめできません。毎年、3月1日から3月末の期間に新シールを発行（4月1日～翌年3月末有効）と「料金（1年間分）」を徴収します。（口座振替、賃借人は現金集金など）途中期の申し込みは月割り、途中解約は返金しないなどの規定が必要です。

誰が実務を行うか、管理員、管理会社、担当役員、自治会役員、いろいろ考えられます。

管理会社に料金徴収をしてもらう場合は、まず管理会社と相談する必要があります。業務追加で管理委託料を追加請求される場合もあります。

*この文書の著作権はNPO集改センターに所属します。文書の無断での編集・転用を禁じます。